



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B41巻一 森林管理

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B41 巻－森林管理

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B41 巻－森林管理

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

森林管理

産業に関する記述

「森林管理」産業は、天然及び人工の森林用地及び木材伐採用地を所有又は管理（又はこの両方）を行うか、販売目的ではない苗木園及びゴムのプランテーションを運営する企業により構成される。この産業は、企業が所有可能であるか、公的な又は民間の地主からリース可能な土地においてオペレーションを行う。企業は、典型的には、木製品の製造業者、パルプ及び紙の生産者、エネルギー生産者、及びさまざまな他の顧客に木材を販売する。この産業の最も大規模な企業は主として米国及びカナダにおいてオペレーションを行い、住所を置いている。一部の企業は、ブラジル及びニュージーランドを含め、国際的にオペレーションを行っている。一部の総合企業は、製材所、木製品施設又はパルプ及び紙施設も運営している場合もあるが、これらの活動から生じるサステナビリティの論点は SASB の「建築用製品及び家具 (CG-BF)」産業及び「パルプ及び紙製品 (RR-PP)」産業の基準において扱っている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
生態系サービス及び影響 (impacts)	第三者の森林管理基準に認証された森林地帯の面積及び各基準に認証された割合 ⁶⁸	定量	エーカー (ac)、パーセンテージ(%)	RR-FM-160a.1
	保護された保全状態 (protected conservation status) にある森林地帯の面積	定量	エーカー (ac)	RR-FM-160a.2
	Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地における森林地帯の面積	定量	エーカー (ac)	RR-FM-160a.3
	森林地帯によって提供される生態系サービスからの機会を最適化するアプローチについての記述	説明及び分析	該当なし	RR-FM-160a.4
気候変動への適応	気候変動によってもたらされる森林管理及び木材生産の機会及びリスクを管理する戦略についての記述	説明及び分析	該当なし	RR-FM-450a.1

⁶⁸ RR-FM-160a.1 に関する注記 – 企業は、認証されていない森林地帯に関する森林管理の実務を記述しなければならない、一時停止又は終了した森林管理認証については、数、関連する面積及び一時停止又は終了の理由を開示しなければならない。

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
企業が所有、賃貸又は管理（又はこれらの複数のもの）を行う森林地帯の面積	定量	エーカー (ac)	RR-FM-000.A
総立木在庫 ⁶⁹	定量	立方メートル (m ³)	RR-FM-000.B
木材伐採量 ⁷⁰	定量	立方メートル (m ³)	RR-FM-000.C

⁶⁹ RR-FM-000.B に関する注記- 企業は、立木在庫を定義するために他の測定単位を使用している場合は、その旨を追加で述べる場合があり、使用した換算係数をすべて開示しなければならない。

⁷⁰ RR-FM-000.C に関する注記- 企業は、木材伐採量を定義するために他の測定単位を使用している場合は、その旨を追加で述べる場合があり、使用した換算係数をすべて開示しなければならない。

生態系サービス及び影響 (impacts)

トピックサマリー

森林は、木材のアウトプットとともに、炭素隔離、野生生物の生息地、水の浄化及び貯蔵、土壌形成及びレクリエーションの機会等の貴重な生態系サービスを提供する。一方、多くの地域では、環境保全を条件とする伐採権に加え、水質及び絶滅危惧種 (endangered species) の保護に関連する規制は、企業にオペレーショナル・リスクを生み出す可能性がある。そのため、管理された森林地帯内の生態系サービスを保護又は強化することで、林業の潜在的な環境上の悪影響 (impacts) に関連する風評リスク、需要リスク及びオペレーショナル・リスクを軽減できる可能性がある。企業は、森林資産の価値及び生産性を高め、サステナブルに生産された林産物に対する顧客の需要の高まりに応えるサステナブルな森林管理の実務を証明するために、これまで以上に第三者認証を利用している。

指標

RR-FM-160a.1. 第三者の森林管理基準に認証された森林地帯の面積及び各基準に認証された割合

- 1 企業は、第三者の森林管理基準に認証されている森林地帯の総面積をエーカー単位で開示しなければならない。
 - 1.1 この範囲には、企業が所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行う森林地帯を含める。
 - 1.2 第三者の森林管理基準は、とりわけ、森林がサステナブルな方法で伐採されていることを認証し、法令遵守、土地の権利、地域及び労働者との関係、環境上の影響 (impact) 及び生物多様性、森林管理の計画及び実務、土地利用、野生生物の生息地の保全、並びに水の保全を含めた環境及び社会的規準を対象とするものである。
 - 1.3 第三者機関の森林管理認証には、以下の機関 (又はこれらと同等の機関) が発行したものを含むが、これらに限定されない。
 - 1.3.1 米国ツリーファームシステム (ATFS)
 - 1.3.2 森林管理協議会 (FSC)
 - 1.3.3 森林認証プログラム (PEFC)
 - 1.3.4 PEFC が承認した森林認証制度
 - 1.3.5 サステナブルな森林イニシアティブ (SFI)
- 2 1つの森林地帯の面積が複数の認証基準に認証されている場合、企業は第三者の森林管理基準に認証された森林地帯の総面積を計算する際に、面積を一度しか計算に含めてはならない。
- 3 企業は、各森林管理基準 (例えば、FSC、SFI、PEFC 及び ATFS) の認証を取得する森林地帯全体の割合を開示し、関連する認証 (例えば、FSC Forest Management Certification、SFI Forest Management Standard、PEFC Sustainable Forest Management certification、又は ATFS Individual Third-Party certification) を示さなければならない。

3.1 企業は、各森林管理基準に認証された森林地帯の割合を、それぞれの第三者が認証した面積（エーカー単位）について、企業が所有、賃貸又は管理（又はこれらの複数のもの）を行っている認証された総面積（エーカー単位）で除して計算しなければならない。

4 企業は、複数の認証スキームに認証されている面積（エーカー単位）の割合を開示しなければならない。

RR-FM-160a.1 に関する注記

1 企業は、自社が所有、賃貸又は管理（又はこれらの複数のもの）を行っている非認証の森林地帯に対して適用する森林管理の実務を簡潔に記述しなければならない。

2 企業は、以下について説明する必要がある。

2.1 以下のような実務によって扱われるトピック及び規準。すなわち、森林の生産性及び健全性、生態系及び生物多様性の影響（impacts）からの保護、水資源の保護、騒音の影響（impacts）、水への排出、特別な地域の保護、プランテーション農業、伐採技術、単一栽培の使用、遺伝子組換え作物（GMO）の使用、化学物質の使用、地域の関与、先住民コミュニティ並びに美観及びレクリエーション等

2.2 非認証森林地帯におけるサステナブルな森林管理計画を企業がどのように実施するのか。これには、検査のタイプ及び頻度を含む。

2.3 非認証森林地帯に対する森林管理計画の基礎となる参照事項。これには、以下の事項を含める。すなわち、その森林管理の実務が、第三者のサステナブルな森林管理基準及び ASTM D7480 「Guide for Evaluating the Attributes of a Forest Management Plan」で概説されている規準と整合する程度、これらの参照事項がコード、ガイドライン、基準又は規制であるかどうか、及びこれらが企業、産業、組織、第三者組織（非政府組織等）、政府機関、又はこれらのグループのいくつかの組み合わせによって開発されたかどうか。

3 サステナブルな森林管理を確実にするための方針及び実務が森林地帯によって大きく異なる場合、企業は非認証森林地帯ごとにその違いを記述し、それらが適用される面積の割合を示さなければならない。

4 企業は、報告期間中に森林管理認証が意図せずに一時停止又は終了されたかどうかを開示しなければならない（つまり、基準を満たさなかった又は主要な不適合を解決できなかった場合）。

5 企業は、どの認証が一時停止又は終了した認証であるか、認証が一時停止又は終了した土地の総面積、認証機関が述べた認証の一時停止又は終了の理由、及び一時停止又は終了に関するその他の説明的情報を開示しなければならない。

6 企業は、認証の一時停止又は終了に応じて実施した、関連するあらゆる是正措置について説明する必要がある。

RR-FM-160a.2. 保護された保全状態（protected conservation status）にある森林地帯の面積

1 企業は、所有、賃貸又は管理（又はこれらの複数のもの）を行っている森林地帯のうち、保護された保全状態（protected conservation status）にある森林地帯の面積（エーカー単位）を開示しなければならない。保護された保全状態（protected

conservation status) にあるとみなされる地域は、以下のいずれかに該当する場合である。

1.1 国立公園、国立野生生物保護区、原生自然地域、国有林、州立公園及び保全地役権の下にある等政府の規制によって保護されていると法的に指定された地域。これには、NatureServe 及び State Natural Resource Agencies、Natural Heritage 若しくは Conservation Data Centers のネットワークに関連する機関、又は Natura 2000 のサイトによって保護対象として分類された地域も含む。

1.1.1 これらの地域は、世界保護地域データベース (WDPA) に登録され、ProtectedPlanet.net にマッピングされている場合がある。

2 対象範囲には、保全状態 (conservation status) にあり、企業によって又は企業のために積極的に管理されている地域が含まれ、保全状態 (conservation status) にあるものの、保全のために排他的に確保され、積極的に管理されていない地域は除外する。

2.1 対象範囲には、政府が所有し、企業が管理している保全状態 (conservation status) の地域を含める。

3 企業は、保護された保全状態 (protected conservation status) にある森林地帯の面積のうち、第三者の森林管理基準に基づく認証を受けた面積の割合を開示する場合がある。

4 企業は、所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行っている森林地帯のうち、保護された保全状態 (protected conservation status) にあるとみなされる森林地帯の面積が変化する可能性について説明する場合がある。

5 企業は、国連環境計画の世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC) が作成する「A-Z Guide of Areas of Biodiversity Importance」に列記されているような、生態学上の、生物多様性上の又は保全上の追加的な指定のある地域の森林地帯を個別に識別する場合がある。

RR-FM-160a.3. Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地における森林地帯の面積

1 企業は、所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行っている森林地帯のうち、Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地に位置する森林地帯の面積 (エーカー単位) を開示しなければならない。

2 森林地帯は、国、州又は地方の法律によって絶滅危惧種 (endangered or threatened species) に分類されている種が企業の森林地帯に生息している場合、Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地と見なされる。

3 開示の範囲には、企業が所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行う森林地帯を含める。

4 Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) は、米国絶滅危惧種法に基づき、その範囲のすべて又は重大な (significant) 部分にわたって、絶滅の危機に瀕している種と定義する。

5 Threatened の絶滅危惧種 (threatened species) は、米国絶滅危惧種法に基づき、その範囲のすべて又は重大な (significant) 部分にわたって、予見可能な将来のうちに Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) になる可能性が高い種と定義する。

- 6 Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地には、企業が所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行う重要な (critical) 生息地を含める。これらの森林地帯は、該当する州又は連邦の規制 (又はこの両方) によって正式に指定されている。
 - 6.1 The U.S. Endangered Species Act
 - 6.2 The Canada Species at Risk Act
 - 6.3 企業が森林地帯を所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行っている地域で適用可能な Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) のリスト
- 7 企業は、その森林地帯における絶滅危惧種 (endangered or threatened species) のタイプを開示する場合がある。
- 8 企業は、RR-FM-160a.2 と RR-FM-160a.3 で識別された地域の上に重なりがあるかどうかを開示しなければならない。
- 9 企業は、Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地にあるが、生物多様性又は生態系サービスへのリスクが低い森林地帯について説明する場合がある。
- 10 企業は、所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行っている森林地帯のうち、Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の生息地とみなされる面積が変化する可能性について説明する場合がある。
 - 10.1 説明には以下を含むが、これらに限定されない。
 - 10.1.1 絶滅危惧種 (endangered or threatened species) の生息地が現在の企業の森林地帯の近くにあるかどうか、及び生息地が企業の森林地帯と重なる可能性があるかどうか
 - 10.1.2 企業の森林地帯内又はその近くに、非政府規制リストで絶滅危惧種 (endangered or threatened species) に分類されているが、現在政府規制リストでは分類されていない種があるかどうか、及びこれらの種は Endangered の絶滅危惧種 (endangered species) の規制リストで絶滅危惧種 (endangered or threatened species) に分類される場合があるかどうか
 - 10.1.3 企業の森林地帯における現在の絶滅危惧種 (endangered or threatened species) の生息地が将来変化又は拡大すること (又はこの両方) が予想されるかどうか
 - 10.2 企業は、これらの変化が発生する可能性及び影響を受ける (affected) 可能性のある企業の森林地帯の面積を開示する場合がある。

RR-FM-160a.4.森林地帯によって提供される生態系サービスからの機会を最適化するアプローチについての記述

- 1 企業は、その森林地帯が提供する生態系サービスによって生み出される機会を最適化するための戦略について説明しなければならない。
 - 1.1 生態系サービスは、ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment) によって、生態系から得られる便益として定義され、これには以下を含む。すなわち、食品、真水、木材及び繊維等の供給サービス (つまり、生態系から得られる商品又は製品)、気候、浸食及び受粉等の調整サービス

(つまり、生態系が自然過程を統制することで得られる便益)、娯乐的及び精神的便益等の文化的サービス(つまり、生態系から得られる非物質的便益)、栄養循環、一次生産及び水循環等の支援サービス(つまり、他の生態系サービスを維持するサービス)。

- 1.2 効果的な生態系サービス管理から得られる機会には、地価の上昇、生産性及び木材生産量の増加、木材及び非木材林産物への直接支払、並びにステークホルダーとの関係改善を含む。
- 2 企業が、現在、直接支払を受け取っていない生態系サービスについて、企業は、これらの生態系サービスを管理するためのアプローチを記述しなければならない。この説明には、以下を含めなければならない。
 - 2.1 企業が現在管理している生態系サービスのタイプ。生態系サービスのタイプには、大気質、土壌の安定化及び侵食の統制並びに文化的価値を含むが、これらに限定されない。
 - 2.2 企業の管理行動。これには、伐採、保全地域若しくは生物多様性の高い地域の管理、又は森林に覆われた流域の保全に関する決定を含む。
- 3 企業が直接支払を受け取っている生態系サービスについて、企業は、非木材生態系の商品及びサービスに対して企業が受け取る金額並びに受け取ることのできる補償のタイプを開示する必要がある。
 - 3.1 地主への公的支払(政府から)
 - 3.2 地主への自発的な支払(企業、個人、及び非政府組織から)
 - 3.3 コンプライアンス主導の支払(政府の規制に準拠するために行う支払)
- 4 企業は、これらの非木材又は木材生態系サービスから得られる売上が将来変化すると予想するかどうか、並びに政府及び非政府組織によって提供されるグローバル・モデル又は科学研究の使用を含む、これらのシナリオを開発するために使用する方法又はモデルを開示する必要がある。
- 5 企業は、非木材生態系サービスの管理が、どのように木の成長及び木材生産量に影響を与える(affect)と予想するかについて説明する必要がある。

気候変動への適応

トピックサマリー

グローバルの気候変動は、一部の森林経営企業に長期的なビジネスの不確実性を生み出す場合がある。降水パターン及び気温の変化、より頻繁な異常気象及び森林火災、並びに樹木病及び害虫の増加は、死亡率の増加又は生産性の低下を通じて森林地帯に悪影響（**impact**）を与える可能性がある。逆に、気候変動は、大気中の二酸化炭素の増加、生育可能期間の長期化、高緯度における温暖化、降水量の増加及び一部の種の地理的範囲の拡大を通じて森林の生産性を促進し、森林の生産性にプラスの影響を与える（**impacting**）可能性もある。このような変動性を考慮すると、企業は気候変動が森林地帯の生産性に及ぼす潜在的な長期的影響（**impacts**）を識別及び理解し、森林地帯の資産の生産性を最適化するために森林管理戦略を調整することで、便益を得る可能性がある。

指標

RR-FM-450a.1. 気候変動によってもたらされる森林管理及び木材生産の機会及びリスクを管理する戦略についての記述

- 1 企業は、所有、賃貸又は管理（又はこれらの複数のもの）を行っている森林地帯に対し、気候変動シナリオがもたらすリスク又は機会（又はこの両方）について、関連する場合は以下を含めて、説明しなければならない。
 - 1.1 物理的影響（**impacts**）。これには、以下を含むが、これらに限定されない。すなわち、気温の上昇、成長率の変化、季節性の変化、水の入手可能性、害虫の移動、火災の頻度の増加及び異常気象の頻度の増加
 - 1.2 気候変動に関連する既存の及び潜在的な法律及び規制。これには、排出量の制限、排出への課税、キャップ・アンド・トレード制度の設定、企業の製品の需要に影響を与える（**affect**）もの、又はその他企業に影響を与える（**affect**）ものを含む
 - 1.3 気候変動に関する国際協定
 - 1.4 法規制、技術又は気候変動に関連するその他の進展を含む、規制又はビジネスの動向の間接的な結果（**consequences**）
 - 1.5 伐採制限の増加又はステークホルダー（例えば、地域社会、非政府組織及び規制機関から）の認識若しくは懸念等のその他の政治的及び社会的リスク
- ~~2~~ 開示は、~~気候変動に関する開示に関する米国証券取引委員会（SEC）の委員会ガイダンスに追加的かつ補完的でなければならない。~~
- ~~2.3~~ 識別したリスク又は機会（又はこの両方）のそれぞれについて、企業は以下を提供しなければならない。
 - ~~2.1.1~~ 現在及び予想される（長期及び短期の）気候変動に関連する重大な（**significant**）リスク又は機会の説明並びに定性的評価を含むリスク又は機会の記述
 - ~~2.1.1.1~~ 開示は、気候開示基準委員会（CDSB）の気候変動報告フレームワークの 4.9 項、4.10 項及び 4.11 項に対応する。

- 2.2 3.2** 気候変動が企業の戦略目標に実際及び潜在的に与える長期的及び短期的な影響 (impact) に関する戦略的分析
- 2.2.1** 開示は、気候開示基準委員会 (CDSB) の気候変動報告フレームワークの 4.6 項に対応する。
- 2.3 3.3** リスク又は機会が企業のビジネスに及ぼす場合のある直接的又は間接的な影響 (impact) 並びに予測される影響 (impact) の大きさ
- 2.3.1** 企業がリスク又は機会の潜在的な財政的影響 (impacts) を定量化した場合 (開示は、気候開示基準委員会 (CDSB) の気候変動報告フレームワークの 4.7 項に対応する。)
- 2.4 3.4** リスク又は機会が顕在化すると予想される期間
- 2.4.1** 開示は、気候開示基準委員会 (CDSB) の気候変動報告フレームワークの 4.11 項に対応する。
- 2.5 3.5** リスク又は機会が顕在化する可能性
- 2.5.1** 開示は、CDP の気候変動質問書の CC5.1 項及び CC6.1 項に対応する。
- 3 4** 企業は、潜在的な気候変動のリスク又は機会が以下の中でどのように異なる場合があるか、並びに識別したリスク及び機会にどのように優先順位を付けるかについて説明しなければならない (開示は、CDP の気候変動質問書の CC2.1c 項に対応する)。
- 3.1 4.1** 企業が森林地帯を所有、賃貸又は管理 (又はこれらの複数のもの) を行う地理上の地域
- 3.2 4.2** 企業の製品、サービス又は市場 (又はこれらの複数のもの)
- 3.3 4.3** 企業が伐採する樹種のタイプ
- 3.4 4.4** 企業の植林による森林地帯及び自然森林地帯
- 4 5** 企業は、以下を含む、気候変動によってもたらされるリスク及び機会を決定するために使用するシナリオについて説明を提供しなければならない。
- 4.1 5.1** これらのシナリオを開発するために使用される方法又はモデル。これには、政府及び非政府組織によって提供されるグローバル・モデル又は科学的研究の使用を含む (例えば、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)) 。
- 5 6** 企業は、以下を含む気候変動のリスク及び機会に関して、そのリスク管理手順について説明しなければならない。
- 5.1 6.1** 将来のリスクをどれだけ考慮しているか
- 5.2 6.2** モニタリングの頻度
- 5.3 6.3** 企業の緩和戦略。これには以下を含む場合があるが、これらに限定されない。すなわち、保険の使用、樹種の多様化、森林地帯の適応能力を強化するための行動、害虫、病気及び火災の発生のリスク及び強度を低減するための戦略、又は潜在的な損害のリスク及び強度を低減する計画
- 5.4 6.4** 企業の適応戦略。これには以下を含む場合があるが、これらに限定されない。すなわち、生態系管理及び生物多様性の改善、変化のモニタリング、耐性のある樹木品種の開発並びに植栽及び伐採時期の最適化

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

5.5 ~~6.5~~ これらの行動に関連する費用

5.5.1 開示は、気候開示基準委員会（CDSB）の気候変動報告フレーム
~~6.5.1~~ ワークの 4.12 項に対応している。

5.6 ~~6.6~~ 開示は、CDP の気候変動質問書の CC2.1 項に対応している。